

第44号議案 長崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	3
2 条例改正の内容	3
3 施行日	3
4 新旧対照表	4～5

市民健康部
令和5年2月

1 条例改正の概要

(1) 改正する条例

長崎市旅館業法施行条例

(2) 改正の概要

博物館法の一部が改正され、これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を維持しつつ、社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担い、社会の変化に応じた博物館の実現を図ることとされた（令和5年4月1日施行）。

この法改正に伴い、法の条項に移動が生じたが、当該法の条項を引用している長崎市旅館業法施行条例（以下「条例」という。）について、条文の整理が必要となったもの。

2 条例改正の内容

旅館業法第3条第3項において、旅館業の許可申請に係る施設の設置場所が「学校」、「児童福祉施設」、「社会教育に関する施設その他の施設等」の周囲おおむね100メートルの区域内にあり、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害される恐れがあると認められる場合、許可を与えないことができる旨が規定されている。

そのうち、「社会教育に関する施設その他の施設等」の種類については、旅館業法の規定により条例で定めることとなっている。現在条例で「法第29条に規定する博物館に相当する施設」と定めている部分について、博物館法の改正で、「第29条」が「第31条第1項」に移動となったことから、該当部分を改正するもの。

改正前：法第29条に規定する博物館に相当する施設

改正後：法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設

3 施行日

令和5年4月1日

4 新旧対照表

長崎市旅館業法施行条例

改正（案）	現行
<p>第1条～第4条 [略]</p> <p>（社会教育に関する施設その他の施設等）</p> <p>第5条 法第3条第3項第3号^(※1)の条例で定めるものは、次に掲げる施設のうち、主として児童若しくは生徒の利用に供されるもの又は多数の児童若しくは生徒の利用に供されるもので、当該施設の清純な施設環境を保持することが特に必要と認められるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項^(※2)に規定する博物館に相当する施設として指定された施設</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第6条～第7条 [略]</p> <p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附則(平成30年3月28日条例第15号)</p> <p>この条例は、平成30年6月15日から施行する。</p> <p>附則(令和2年3月19日条例第19号)</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 [略]</p> <p>（社会教育に関する施設その他の施設等）</p> <p>第5条 法第3条第3項第3号の条例で定めるものは、次に掲げる施設のうち、主として児童若しくは生徒の利用に供されるもの又は多数の児童若しくは生徒の利用に供されるもので、当該施設の清純な施設環境を保持することが特に必要と認められるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設として指定された施設</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第6条～第7条 [略]</p> <p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附則(平成30年3月28日条例第15号)</p> <p>この条例は、平成30年6月15日から施行する。</p> <p>附則(令和2年3月19日条例第19号)</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

(※1) 旅館業法

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第4項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政

令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

(1) ～ (8) (略)

3 第1項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね 100 メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第 1 条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）

(3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 2 条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前 2 号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

(※ 2) 博物館法

第 31 条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

(1) 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

(2) 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

(3) 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの